

富河監委発第21号  
令和7年7月28日

富士河口湖町長 渡辺 英之 様

富士河口湖町監査委員 駒谷 勉

富士河口湖町監査委員 渡邊 敏朗

富士河口湖町監査委員 古屋 幹吉

令和7年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年度  
財政援助団体等監査報告書

令和7年7月

富士河口湖町監査委員

### 1. 根拠法令及び準拠基準

- ・地方自治法第199条第7項
- ・富士河口湖町監査基準

### 2. 監査の種類

財政援助団体等監査

### 3. 監査実施日

令和7年6月18日（水）

### 4. 監査対象課（局）及び団体等

令和6年度に補助金等により町から財政的援助を受けた団体等のうち次の団体を抽出し監査を実施した。

No.	所管課（局）	団 体 名
(1)	地域防災課	小立災害協力隊
(2)	地域防災課	防災士会
(3)	地域防災課	河口湖漁業協同組合（遊漁案内看板交換補助金）
(4)	福祉推進課	富士河口湖町社会福祉協議会（専門職員の人件費の補助）
(5)	福祉推進課	船津シニアクラブ
(6)	福祉推進課	シニアクラブ小立
(7)	福祉推進課	富士河口湖町社会福祉協議会 （町社会福祉協議会専門職員設置補助金（追加交付））
(8)	観 光 課	西湖竜宮祭実行委員会【西湖竜宮祭】
(9)	観 光 課	河口湖観光協会【河口湖湖上祭】
(10)	観 光 課	河口湖ハーブフェスティバル実行委員会
(11)	生涯学習課	小立地区公民館まつり実行委員会
(12)	生涯学習課	船津地区公民館まつり実行委員会

計4課（局）、12補助金、11団体

## 5. 監査の着眼点

( 所管課 )

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

( 財政援助団体等 )

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課(局)へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符号するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑤ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

## 6. 監査の内容・方法

各課(局)に対し、所管する補助金交付団体及び補助金額等を記載した調査表の提出を求め、各補助金の概要等について確認を行い、その中から抽出した12の補助金について、補助金交付要綱、交付申請書及び実績報告書等の該当補助金関係書類の提出を求め、所管課(局)長及び担当職員に補助事業の概要等の説明を受け、質疑応答する形式で監査を実施した。

## 7. 監査の結果

所管課及び当該財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務は概ね適正に行われており、補助金の使途も概ね目的に沿って使用されていると認められた。

## 8. 監査の概要等

事前調査により各課（局）より提出された補助金交付団体の総数は延べ 263 団体、補助金額の総額は 2 億 5,828 万 6,352 円であった。監査を実施した 11 団体、12 補助金の概要及び該当補助金に対する意見については次のとおりである。

### (1) 小立災害協力隊

- ① 所管課  
地域防災課
- ② 補助金額  
600,000 円
- ③ 補助の目的  
運営費の補助
- ④ 団体の目的  
災害時に避難誘導等の活動を行い、地域住民の安全を図る。

#### 《意見》

財産区財源ではあることは理解できるが、実績報告書から見ると、近年指摘事項としている補助金返還の対応も必要ではないかと思われる。実情に即した内容にするよう補助執行を実施してもらいたい。また、災害時に活動が限定されていることから、災害時以外での活動も視野に入れるよう、団員確保が課題となっている消防団活動へ協力できる体制づくりも検討してもらいたい。

### (2) 防災士会

- ① 所管課  
地域防災課
- ② 補助金額  
50,000 円
- ③ 補助の目的  
運営費の補助
- ④ 団体の目的  
防災に関する知識や情報を共有し、地域全体での防災力を高める活動を図る。

#### 《意見》

町内における人材確保や連携の観点から大変重要な団体であると思われる。補助金執行だけにとどまらず、活動が継続していくように、町の側面支援を検討してもらいたい。

(3) 河口湖漁業協同組合

- ① 所管課  
地域防災課
- ② 補助金額  
242,000 円
- ③ 補助の目的  
遊漁券案内看板交換補助
- ④ 団体の目的  
組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、組合員の経済的地位を高めることを目的とする。(組合員：152 人)

《意見》

過去の運営状況等による経緯があり、町が補助執行している面があるかと思うが、現状を見ると補助金執行の妥当性に疑問符が付くと思わざるを得ない。また、昨年度指摘した実績報告書の添付書類について、改善されておらず、同様な添付内容となっているため、町側の確認体制を今一度検討してもらいたい。

本組合への遊漁税に対する補助や委託料は十分に配慮していると思われ、さらには、町・治水組合からの補助金や委託料などで横断的に執行しており、組合への支払額総額が分かりづらいため、実績報告書だけの確認ではなく、組合の定款・決算書状況を必ず提出を求め、確認のうえ、補助金の目的・必要性、妥当性を検証し、補助執行を検討してもらいたい。

(4) 富士河口湖町社会福祉協議会（専門職員の人件費の補助）

- ① 所管課  
福祉推進課
- ② 補助金額（総額）  
25,000,000 円 （補助金返還額）8,040,146 円
- ③ 補助の目的  
専門員の設置、国庫補助（地方交付金算定）対象者2名の人件費  
社会福祉協議会事務局職員の4名人件費  
小規模多機能型居宅介護施設ゆとり職員1名人件費
- ④ 団体の概要  
町内全域を区域とし、社会福祉協議会事業計画の事業に取り組み、当法人の管理、運営を行う。

## 《意見》

団体への人件費補助が目的であるため、実績額に基づいた補助額の執行となるよう、他団体と同様に精算し、返還するよう強く指導してもらいたい。また、財務資料、人事・採用計画も提出させ、当該補助金が目的外の財源執行にならないようチェック体制を強化してもらいたい。今回の追加補助に関しては、事情は理解できるが、指定管理施設へ人件費補助追加とあり、当該補助金に対する妥当性に欠ける懸念があるため、引き続き動向を注視してもらいたい。また、事業のスリム化や団体の体制整備を進め、社会福祉協議会の本来の目的に立ち返ることも視野に入れるよう検討してもらいたい。

### (5) 船津シニアクラブ

- ① 所管課  
福祉推進課
- ② 補助金額  
357,000 円
- ③ 補助の目的  
運営費の補助
- ④ 団体の目的  
会員が相互に連絡を図りながら、常に心身の健全を保つべく努力し、教養を高め、地域全体の明るさに尽くし、より一層の幸福を作り出すことを目的としている。

## 《意見》

財産区財源の特性上、補助執行する必要があるのは理解しているが、団体の財務状況だけをみると補助金の必要性に疑問符が付く。中長期的に財産区管理会と連携し、適正な補助執行となるよう努力してもらいたい。再三指摘しているとおり、団体の財務状況を見ながら弾力的な補助執行するように、強く指導してもらいたい。また、多額の定期預金や余剰金についても、団体との丁寧な話し合いのうえ、減少傾向にある会員確保対策やクラブ活動活発化のための事業（保育所・学校等の町公共施設への遊具寄贈活動など）に充てるよう提案・指導をしていってもらいたい。

### (6) シニアクラブ小立

- ① 所管課  
福祉推進課
- ② 補助金額  
400,000 円
- ③ 補助の目的

運営費の補助

④ 団体の目的

会員が相互に連絡を図りながら、常に心身の健全を保つべく努力し、教養を高め、地域全体の明るさに尽くし、より一層の幸福を作り出すことを目的としている。

《意見》

前段の(5)へ記載したとおり

(7) 富士河口湖町社会福祉協議会（専門職員の人件費の補助の追加補助）

① 所管課

福祉推進課

② 補助金額（総額）

500,000 円 （補助金返還額） 220,836 円

③ 補助の目的

専門員の設置、国庫補助（地方交付金算定）対象者 2 名の人件費  
社会福祉協議会事務局職員の 4 名人件費  
小規模多機能型居宅介護施設ゆとり職員 1 名人件費

④ 団体の概要

町内全域を区域とし、社会福祉協議会事業計画の事業に取り組み、当法人の管理、運営を行う。

《意見》

前段の(4)へ記載したとおり

(8) 西湖竜宮祭実行委員会

① 所管課

観光課

② 補助金額

1,322,000 円

③ 補助の目的

西湖竜宮祭（花火大会、灯籠流し、神事等）開催経費運営補助

④ 団体の概要

夏の富士五湖花火大会の一環として、花火の打ち上げ及び西湖竜宮祭の灯籠流し等を実施し、観光振興を図る。

### 《意見》

協賛金の増額により花火打ち上げ時間が長くなったとのことで、事業努力が見える。地域の活性化となる花火大会の規模を維持できるよう、今後も協賛金の確保に努めてもらいたい。また、適切な町補助金執行するための指標となるよう、経済効果や来場者数の把握、実行委員会における当日の状況や感想などを求めるよう指導してもらいたい。補助額の適正化を進め、事業のさらなる活性化になるよう努めてもらいたい。

### (9) 河口湖観光協会

- ① 所管課  
観光課
- ② 補助金額  
7,240,000 円
- ③ 補助の目的  
湖上祭の開催運営補助
- ④ 団体の概要  
湖上祭の開催により観光客の誘致を図るとともに、観光業の活性化を推進する。

### 《意見》

減少傾向にある協賛金、花火打ち上げ料の高騰などの要因による湖上祭の規模縮小化が、近年目立っている。湖上祭の打ち上げ時間と打ち上げ数の増加につなげるよう、協賛金確保対策と補助増額によるイベントの活性化を検討してもらいたい。実績報告書における業務委託費の備考欄記載の詳細内訳には各実績額を記載するよう指導してもらいたい。また、観光連盟・観光協会任せではなく、町としても側面支援を強化し、町の代表的なイベントである湖上祭の規模拡大、活性化を推進してもらいたい。

### (10) 河口湖ハーブフェスティバル実行委員会

- ① 所管課  
観光課
- ② 補助金額  
10,680,000 円
- ③ 補助の目的

ハーブフェスティバル（鑑賞・イベント・物販など）への開催運営補助

④ 事業の概要

「香りのある里づくり事業」として開催するハーブフェスティバルを通じ、町ハーブの魅力を発信するとともに、誘客と観光振興を推進する。

《意見》

植栽管理、公園管理、イベント開催運営などの所管・担当事務が、複数にわたり分かれているため、一体となった管理や運営となるよう、横断的な対応ができる組織や団体での対応を検討してもらいたい。また、担当外となるが、イベント活性化につながるよう、八木崎公園の活用法についても、地元の声を聞きながら、引き続き検討していただきたい。

なお、昨年度指摘している補助執行における交付決定等の代表者及び実務上の担当者、団体の代表者及び実務上の担当者を別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから、補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるため、補助金等の適切な審査を確保するために、体制の見直しを検討してもらいたい。

(11) 小立地区公民館まつり実行委員会

① 所管課

生涯学習課

② 補助金額

100,000 円

③ 補助の目的

小立地区公民館まつり開催補助

④ 団体の目的

日頃の文化活動や公民館活動の発表の場として文化祭、公民館まつり開催することを目的としている

(12) 船津地区公民館まつり実行委員会

① 所管課

生涯学習課

② 補助金額

100,000 円

③ 補助の目的

船津地区公民館まつり開催補助

④ 団体の目的

日頃の文化活動や公民館活動の発表の場として文化祭、公民館まつり開催することを目的としている

### 《意見》

食材や資材が高騰しており、開催が困難な状況にならないよう補助増額を見据える必要が出てきているため、次年度の補助算定の基礎とするように、実績報告書で領収書の詳細な添付、写真やプログラムを添付するなど、次年度の運営に支障が出ないよう指導してもらいたい。

## 9. 総括意見

### (1) 実績報告による補助金額確定及び戻入徹底の継続について

近年、継続して指摘しているが、事業完了後の実績報告において、実績報告額が補助金交付額を下回っている事業では、多くの団体が補助金確定と戻入を実施している状況となっており、各所管担当職員の丁寧な対応と努力が大変伺える。今後も、実績報告内容を十分精査したうえで、事業実績報告の確認及び補助金額の確定、戻入について適正に実施するよう継続的に指導にあたってもらいたい。

### (2) 申請書及び収支報告書の審査について

実績報告書の収支報告書記載内容について、各項目に具体的な説明や実績額の記載がなく、詳細な収支内容について、添付資料や領収書を確認しないと把握できないものが見受けられた。収支報告書には主な収入や支出については、備考欄などに具体的な金額・内容を記載することを徹底し、領収書や成果物写真、活動内容報告書などを必ず添付するよう指導してもらいたい。また、申請及び実績報告提出の際、領収書などの補助金関連の添付書類のほか、当該団体等の定款や決算書等の財務書類の提出を必ず求め、団体の財務状況を把握したうえで、補助金の必要性があるかも再検証し、その結果において補助額の算定を行い、補助執行するよう対応してもらいたい。

### (3) 多額の繰越金について

依然として、団体等への補助金額の倍以上の繰越金が発生している団体がみられる。繰越金が、町補助金額を上回る状況は、補助目的や公正性・妥当性から外れる恐れや不正の温床にもつながることから、次年度(単年度)の補助金を不交付にすることで繰越金が残らない弾力的な団体運営をするよう引き続き、強く指導監督してもらいたい。

対象団体の財務状況などをしっかり精査したうえで、所管担当、財産区事務局、各団体と意思疎通を図りつつ、中長期的な視点から、多額の繰越金や内部留保となっている定期預金を積極的に活用した活動事業を提案し、団体の活性化につながるよう、適正な補助金執行を検討してもらいたい。

(4) 交付決定者と団体代表者の利益相反への対応の継続について

地方自治法第 153 条第 1 項の規定や民法第 108 条の双方代理の禁止に関する規定に抵触する契約締結などを根拠として、補助執行における交付決定等の代表者及び実務担当者、団体の代表者及び実務担当者を別の者にしていないことは利益相反のおそれがあることから、補助金等の適切な審査と執行を行うための体制としては十分といえない。今回の監査団体においても見受けられたため、執行・審査体制の見直し及び団体組織を共同代表制へ移行するなど、引き続き指導してもらいたい。

～総括～

補助の目的や妥当性に関して疑問符が付くものが見受けられた。妥当性を検討せずに、慣例及び例年どおりとして執行しているため、補助執行事務の形骸化の原因となっていると思われる。補助金の弾力的な運用と妥当性をよく検証し、団体からの意見も聞きながら、現状に合った補助事務・事業を進めるよう指導してもらいたい。なお、各所管担当内で審査・執行体制を今一度確認し、条例や規則・交付要綱に基づいた適正な執行となるよう併せて指導してもらいたい。

また、陳情や要望による財産区からの繰出し財源が使える当町独自の財源活用がある側面もあり、難しい課題と理解しているが、財産区財源の補助だからこそ、必要性を検討し、現状に応じた補助となるよう対応してもらいたい。補助交付後も経過観察し、適正な運用がされているか、確認・指導するようにしてもらいたい。

繰り返しになるが、財政負担の必要性、補助目的を検証し、実施成果や効果等の評価を適正に行い、慣例及び例年どおりの執行ではなく、補助金額算定の根拠について定期的に見直しを行い、必要に応じて修正、もしくは廃止及び縮小することで、財政援助団体に対して最終的に自主的な運営を促進し、より効果的で透明性が確保された事業や行政サービスとなるよう指導していただきたい。